協働環境委員会資料
平成30年2月1日提出

第2回　交流センター化に関する市民説明会
開催日程一覧表

開催日	開催時間（予定）	会　場
2月16日（金）	19:00　～	立岩公民館
2月19日（月）	19:00　～	鎮西公民館
2月20日（火）	19:00　～	飯塚東公民館
2月21日（水）	19:00　～	鯰田公民館
2月22日（木）	19:00　～	飯塚公民館
2月26日（月）	19:00　～	庄内公民館
2月28日（水）	19:30　～	菰田公民館
3月 2日（金）	19:00　～	穂波公民館
3月 6日（火）	18:30　～	頴田公民館
3月13日（火）	14:00　～	幸袋公民館
3月28日（水）	16:00　～	二瀬公民館
調整中	調整中	筑穂公民館

（平成30年1月末時点）

協働環境委員会資料①
平成30年 2月 1日提出

飯塚市地区公民館施設整備実施計画（ 抜粋 ）

【変更前：平成28年3月 市民文教委員会提出時】

地　区 公民館名	主体構造	建設年度	延床面積(㎡) 敷地面積(㎡)	整　備　実　施　内　容	年　次　計　画 ２９年度	３０年度	３１年度	３２年度
立　岩	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ４階建	Ｓ４９年度	3,051 1,649	新耐震基準以前の建築物につき補強工事等による整備を必要とするが、大規模公民館施設であるため、改修であっても多額の費用を要することから、市長部局等と協議のうえ、原則としている耐震補強による整備以外の整備も検討し、平成27年度末までに整備内容や整備の時期を決定する。	平成32年度までに整備を行う			
鯰　田	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建	Ｓ５１年度	894 1677	敷地の地盤沈下が現在も続いており、早急に現在地以外に移設して整備する必要があるため、平成２７年度末までに移設地を決定し、新築による整備を行う。	工事設計	建設工事		
二　瀬	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建	Ｓ４６年度	1,066 3,416	旧耐震基準以前の建築物であることから、現在地において改築による整備を行う。	工事設計	建設工事		
飯塚東	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建	Ｓ４９年度	854 1,872	新耐震基準以前の建築物であることから、耐震診断を行い、耐震補強及び改修工事による整備を行う。	耐震診断業務委託、耐震補強・改修工事設計、耐震補強・改修工事			
菰　田	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建	Ｓ４８年度	842 1,933	新耐震基準以前の建築物であることから、耐震診断を行い、耐震補強及び改修工事による整備を行う。	耐震診断業務委託、耐震補強・改修工事設計、耐震補強・改修工事			

飯塚市交流センター整備実施計画（ 抜粋 ）

【変更後：平成30年1月 現在】

地　区 公民館名	主体構造	建設年度	延床面積(㎡) 敷地面積(㎡)	整　備　実　施　内　容	年　次　計　画 ２９年度	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度
立　岩	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ４階建	Ｓ４９年度	3,051 1,649	新耐震基準以前の建築物につき補強工事等による整備を必要とするが、大規模公民館施設であるため、改修であっても多額の費用を要することから、現在地より移転し、新築による整備を行う。 平成29年度に基本・実施設計を行い、平成30年度に建設工事着工し、平成31年度中に整備を完了する。	基本・実施設計	建設工事			
鯰　田	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建	Ｓ５１年度	894 1677	敷地の地盤沈下が現在も続いており、早急に現在地以外に移設して整備する必要があるため、現在地向かい側のしいの木公園敷に移転し、平成33年度までに新築による整備を行う。		基本・実施設計		建設工事	
二　瀬	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建	Ｓ４６年度	1,066 3,416	旧耐震基準以前の建築物のため建替えの必要がある。 現在地での建替えには、代替施設の確保や工事車両スペース確保のために施設の床面積の確保が困難なことから、廃止となる給食センター敷に移転し、平成33年度までに新築による整備を行う。			基本・実施設計	建設工事	
飯塚東	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建	Ｓ４９年度	854 1,872	新耐震基準以前の建築物であることから、平成30年度に耐震診断を行い、平成31年度以降に耐震補強及び改修工事による整備を行う。 土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、併せて平成30年度に法面調査測量設計を行い、平成31年度以降に法面改良工事による整備を行う。		耐震診断 (耐震補強設計) 改修工事設計 法面調査測量設計	(耐震補強) 改修工事 法面改良工事		
菰　田	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 ２階建	Ｓ４８年度	842 1,933	新耐震基準以前の建築物であることから、平成30年度に耐震診断を行い、平成31年度以降に耐震補強及び改修工事による整備を行う。		耐震診断 (耐震補強設計) 改修工事設計	(耐震補強) 改修工事		

協働環境委員会資料②
平成 30 年 2 月 1 日提出

鯰田交流センター整備事業（旧飯塚第 3 中学校移転イメージ）

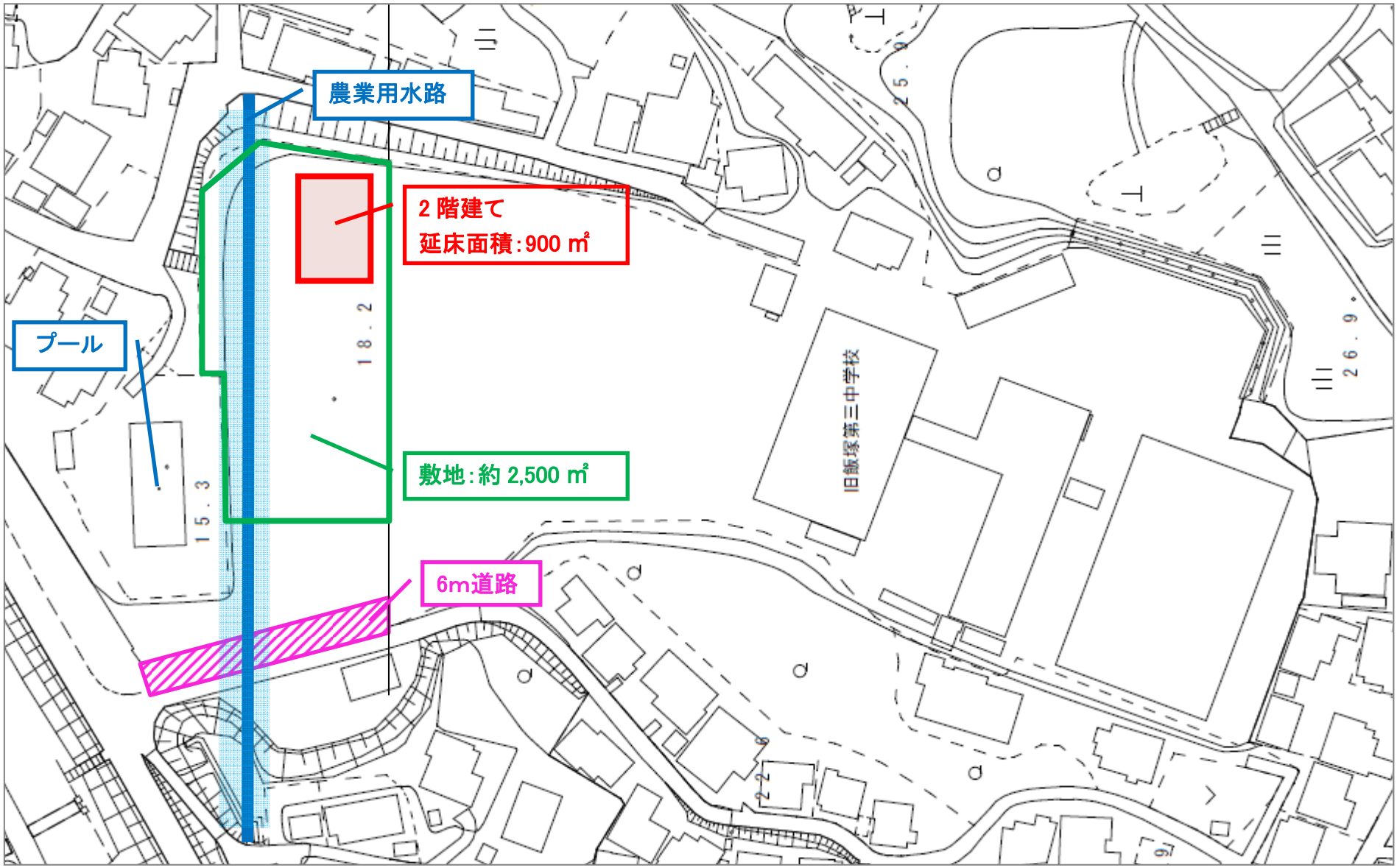

協働環境委員会資料③
平成30年 2月 1日提出

鯰田交流センター整備事業（旧飯塚第3中学校プール断面図）

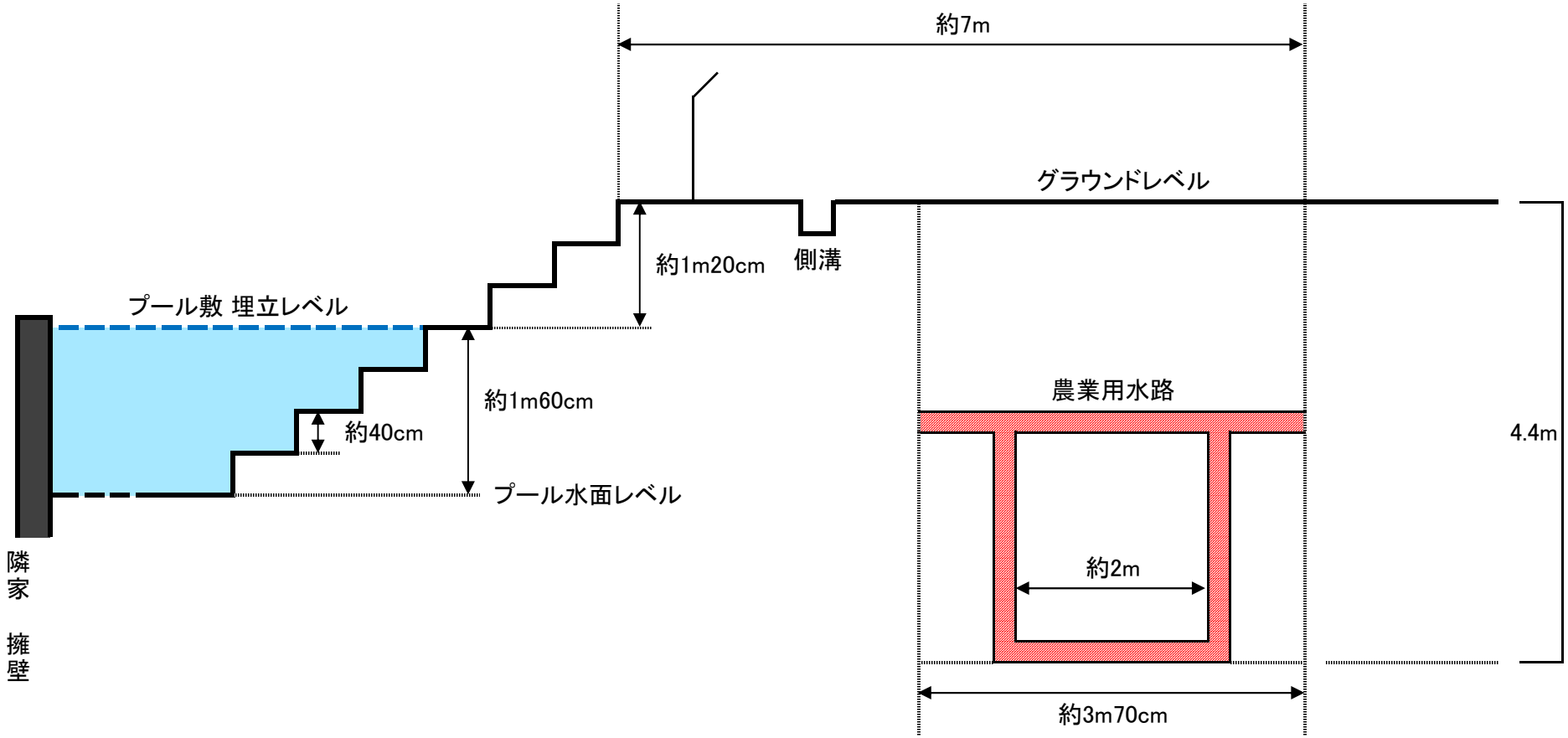

協働環境委員会資料④
平成 30 年 2 月 1 日提出

鯰田交流センター整備事業（しいの木公園移転イメージ）

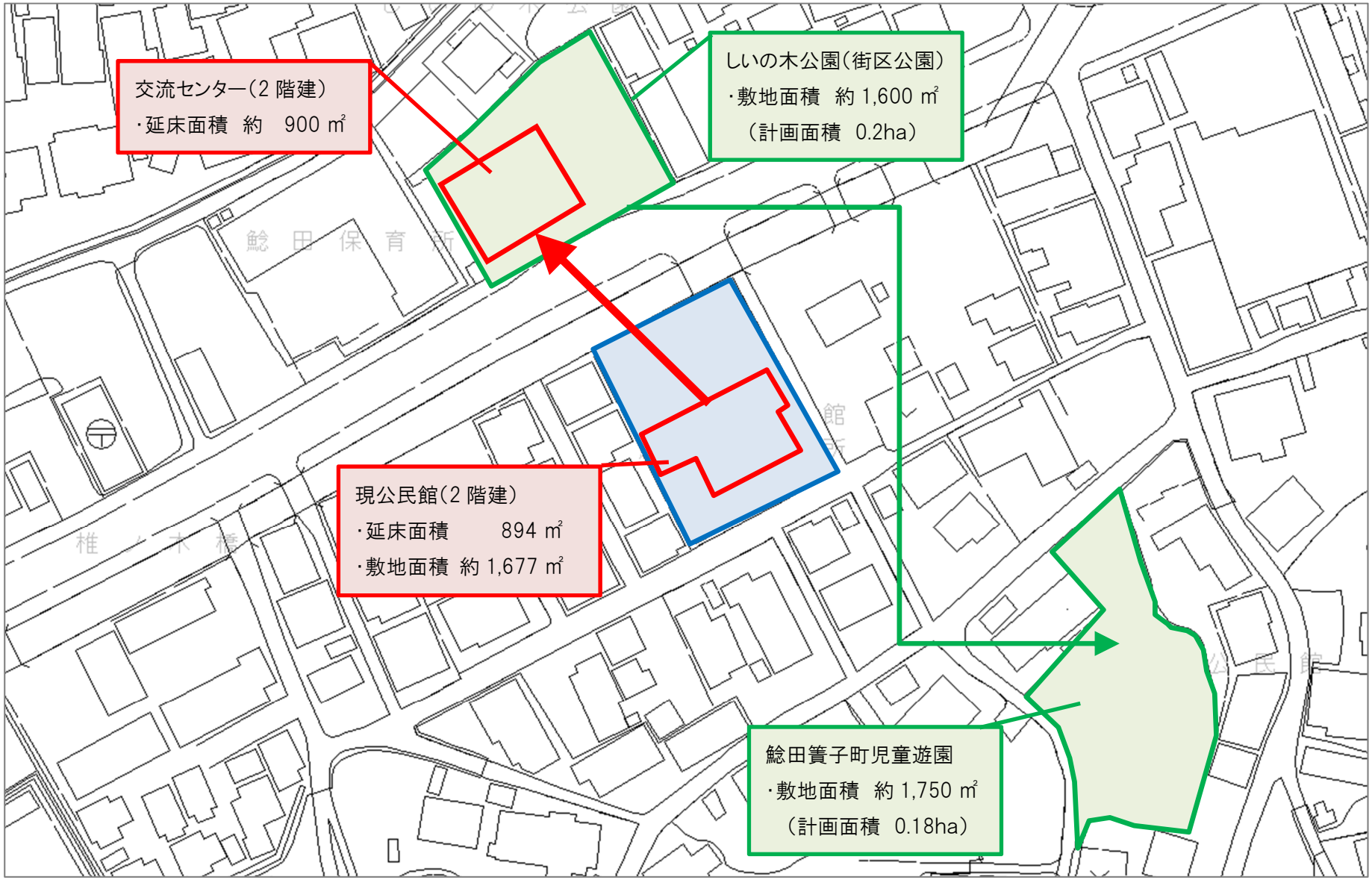

協働環境委員会資料⑤
平成 30 年 2 月 1 日提出

二瀬交流センター整備事業(現在地での新築イメージ)

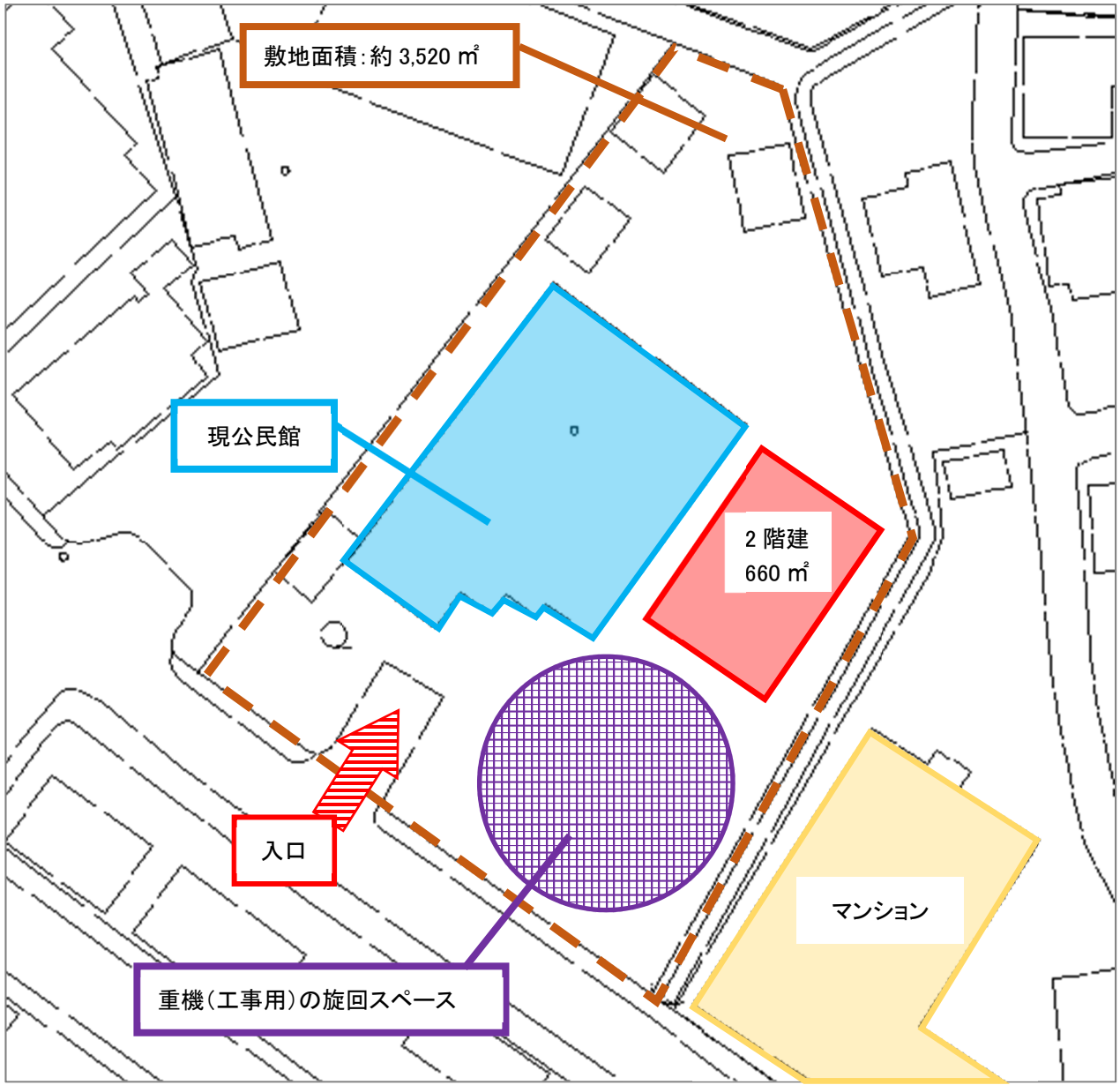

協働環境委員会資料⑥
平成 30 年 2 月 1 日提出

二瀬交流センター整備事業(給食センター敷地図)

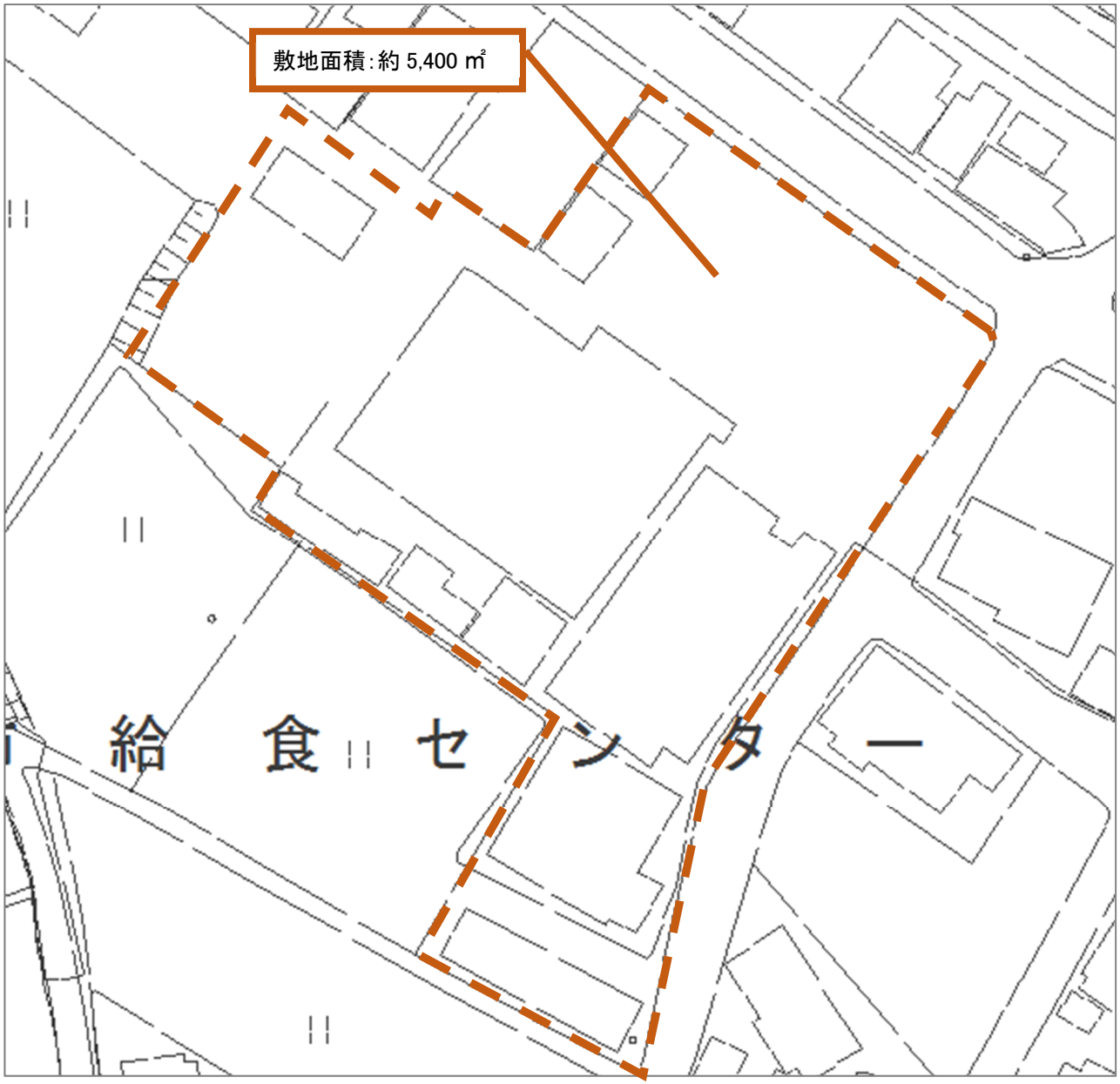

協働環境委員会資料⑦
平成 30 年 2 月 1 日提出

飯塚東交流センター整備事業

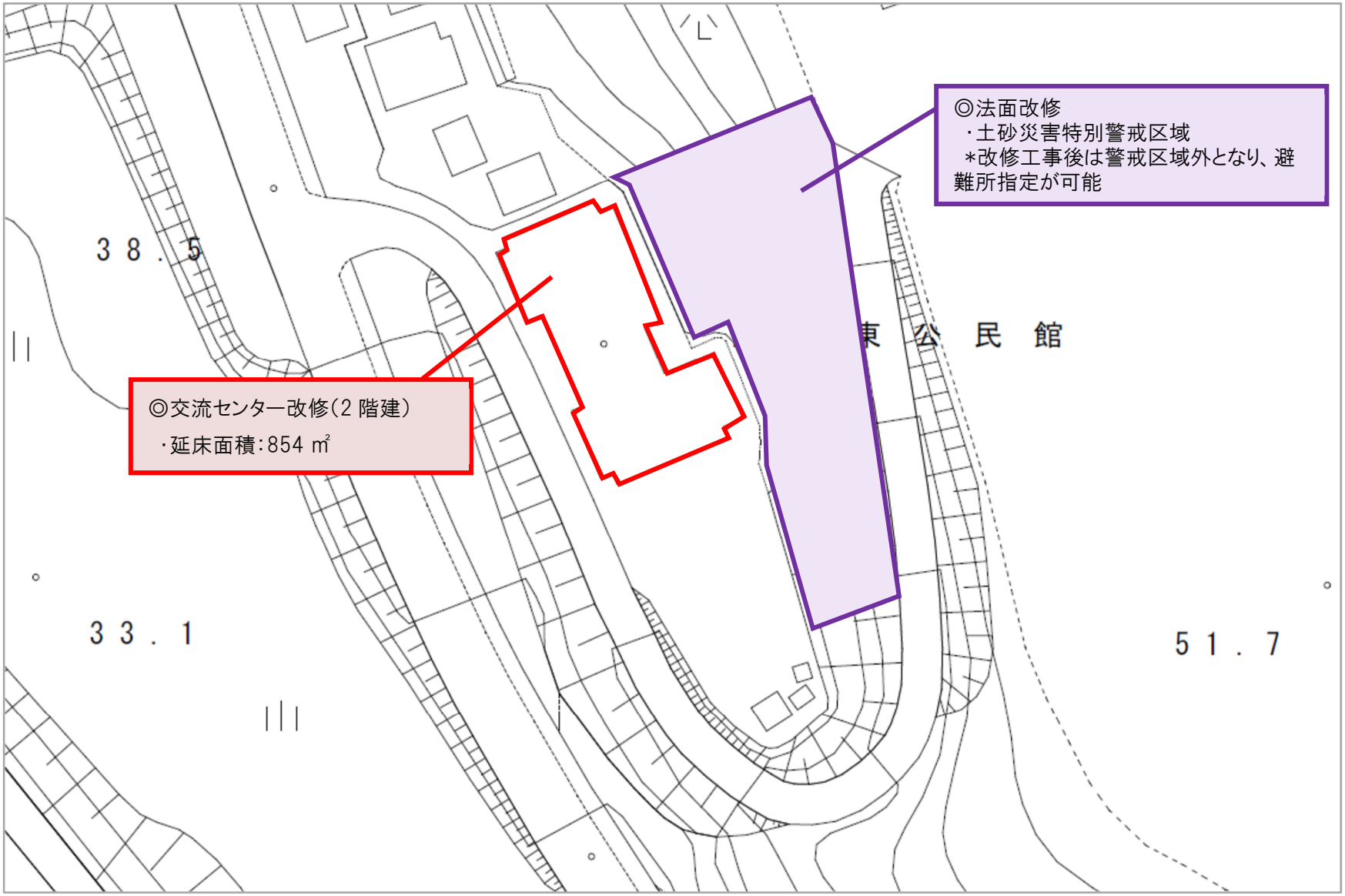

第2次飯塚市環境基本計画　事務事業実施状況表

協働環境委員会資料
平成30年2月1日提出

基本目標	環境目標	取組の方向性	事業名	内　　容	実施中	5年以内実施	10年以内実施	担当課	平成28年度実施状況	担当課の自己評価	【参考】平成29年度事業計画
Ⅱ　自然との共生	(1)河川等水質の改善	①排水の指導と意識啓発	ア　生活排水対策のための普及活動の推進	水辺教室を開催するなど、様々な場面で生活排水への意識向上を図ります。	●	→	→	環境整備課	エコ工房での教室開催回数　2回、出前講座　4回 I LOVE 遠賀川、エコスタいいづかで廃食用油回収を行った。	4　50%以上達成	エコ工房での水生生物観察会や遠賀川河川事務所等と市内学校で水環境教室を実施します。
				市施設での料理教室における啓発など、様々な場面で生活排水への意識向上を図ります。	●	→	→	健幸・スポーツ課	食生活改善推進員養成講座(2教室10回)では、『水質汚染を防ぐ努力を』として、調理器具に残った油等は古布などでぬぐい直接洗わない事や、作り過ぎない(余り物の汁で水質汚染になる)、洗剤などを使いすぎないなどの啓発を行った。食生活改善推進員研修会(46回)では計量して作ることで、作り過ぎない事を実践した(食べ残りを流しに捨てないことで、水質汚染を予防)。また、エコスタいいづかで廃油せっけんを配布し生活排水対策の普及活動の啓発を行った。	4　50%以上達成	食生活改善推進員養成講座(2教室)や食生活改善推進員研修会(41回)の中で、生活排水対策のための普及活動を啓発します。
				学校での水質汚濁に関する授業や子ども達の河川水質保全活動への積極的な参加の促進など、教育の場面で生活排水への意識向上を図ります。	●	→	→	学校教育課	11月の学校開放日に16校で、上下水道局による出前講座を実施した。	5　達成(100%)	学校の実態に応じて社会科や総合的な学習の時間において指導します。企業局による出前講座により、河川水質保全に向けての意識を高めます。
			イ　農薬・化学肥料の適正使用の促進	農薬や化学肥料の適正使用について、農協への指導、通知を行います。	●	→	→	農林振興課	事業実施なし。	2　検討したが未着手	福岡県からの適正使用通知を農協へ通知します。
			ウ　水質管理体制の強化	汚水を排水するおそれのある事業所の把握に努めるとともに、違反した場合は厳重に指導します。	●	→	→	下水道課	事業所4箇所を選定し年2回の水質検査を実施した結果、昨年度2事業所にて一部の検査項目で基準値を超えるものであったが、今年度は基準値を超過した事業所はなかった。今後も水質検査を継続して実施していく。	5　達成(100%)	公共下水道へ悪質汚水を排水するおそれのある事業所の把握に努めるとともに、違反した場合は厳重に指導します。
			エ　小規模施設の監視・指導	市民からの苦情・相談に対応するため、法令に該当しない小規模施設に関する現場確認・指導を適切に実施します。	●	→	→	環境整備課	市民からの苦情・相談に対応し、関係機関と連携して指導を行っている。	4　50%以上達成	市民からの苦情・相談による情報提供をもとに、現場確認・指導を行います。
		②下水道普及率(接続率)の向上と未整備区域への対応	ア　公共下水道整備の推進	飯塚市汚水処理基本構想に基づき、公共下水道整備を推進します。	●	→	→	下水道課	汚水幹線管渠工事及び面整備管渠工事を実施し約25.0haの汚水整備となった。	5　達成(100%)	平成28年度に事業計画区域を拡大した地区の調査設計委託を実施するとともに、平成29年度は約7.7haの汚水整備を予定しています。
			イ　公共下水道へ接続による水洗化の普及促進	市報や冊子による啓発を行うとともに、戸別訪問により、公共下水道接続の普及促進を図ります。	●	→	→	下水道課	計画通りに市報、ホームページへの掲載、懸垂幕を庁舎に設置、水道メーター検針員による戸別訪問、啓発チラシ配布、職員による水洗化PRを行い、公共下水道接続の普及促進を図った。	5　達成(100%)	市報、ホームページへの掲載、懸垂幕を本庁舎に設置し啓発を図ります。水道メーター検針員による戸別訪問、啓発チラシ配布により、公共下水道接続の普及促進を図ります。
			ウ　農業集落排水事業の推進	公共下水道未整備地域にある農業集落排水処理施設の維持管理を行います。	●	→	→	農林振興課	農業集落排水処理施設の維持管理に努めた。 新規加入者が3件あり、加入総数は111件となった。	3　50%未満達成	新規事業予定はありません。 施設への加入促進活動を行います。
			エ　浄化槽の設置に対する補助	浄化槽の設置に対する補助金交付を行います。	●	→	→	環境整備課	浄化槽設置補助金を交付した。【222件】	5　達成(100%)	浄化槽設置補助金を交付します。
		③廃食用油の資源としての活用	ア　廃食用油のリサイクル	廃食用油回収の拡大及び、公用車でのBDF利用を継続実施するとともに、利用用途の拡大を研究します。	●	→	→	環境整備課	回収ボックスを穂波支所と頴田公民館に増設した。また、ホームページ、いいづか環境会議会報で周知を実施し、各種イベントで菜種の搾油を実施した。 BDF活用の方策について、検討を行った。	4　50%以上達成	廃食用油回収量増加のため、回収ボックスの設置箇所を増やします。また、菜の花プロジェクトを実施し活動内容の広報を行います。 回収した廃食用油活用方法について、検討を行います。

基本目標	環境目標	取組の方向性	事業名	内　　容	実施中	5年以内実施	10年以内実施	担当課	平成28年度実施状況	担当課の自己評価	【参考】平成29年度事業計画
Ⅱ　自然との共生	(2)森や川の保全	①森や川の回復や保全、適正な保護	ア　自然を学ぶ機会の充実	市民が現地の自然環境をみて気づく機会を増やし、自然環境保全意識の向上を図ります。	●	→	→	環境整備課	市内各地域で自然環境体験教室　23回 水生生物観察会　2回 バードウォッチング　1回	4　50%以上達成	市内各所で自然環境体験教室を26回開催します。 エコ工房で関連講座を4回開催します。
					●	→	→	生涯学習課	予定していたネイチャーフェスタの実施なし。	2　検討したが未着手	【生涯学習ボランティアネットワーク】 野鳥観察や星座鑑賞などの講座において、ボランティアを派遣予定です。
						●	→	学校教育課	環境教育の一環で小学校14校が総合的な学習の時間を中心に指導を行った。	4　50%以上達成	学校の実態に応じて社会科や総合的な学習の時間において指導します。
			イ　河川の浄化対策	関係団体と連携して、石や竹炭を利用した河川浄化対策を進めます。		●	→	環境整備課	竹炭を活用し水質浄化実験を行った。	4　50%以上達成	竹炭等を活用した水質浄化に関する実験を行い効果を検証します。
			ウ　水質浄化実験に基づく有効な対策の活用	公園の池などを利用して水質浄化実験を行い、有効な対策は水質浄化に活用します。			●	環境整備課	いいづか環境会議「きれいな川部会」にて、竹炭の浄化実験を行い、毎月水質調査を実施した。	4　50%以上達成	水質調査を毎月行います。また、竹炭等の水質浄化実験を行い効果を検証します。
			エ　適切な森林の管理・保全	森林の有する水源涵養、山地災害防止、快適環境形成機能、生物多様性保全及び木材等生産の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林整備の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。	●	→	→	農林振興課	・八木山外地区で荒廃森林再生事業を実施した。 【実施面積16.15ha】 ・造林事業については検討したが実施なし。	5　達成(100%)	人工林(スギ・ヒノキ)で、間伐等が行われずにいる森林について、荒廃森林再生事業を実施します。また、森林整備計画に基づく、国・県補助事業である、造林事業を検討します。
			オ　遠賀川流域の環境の保全	遠賀川流域の自治体と連携して、環境の保全を進めます。	●	→	→	環境整備課	水濁協と連携して出水期前の「春の遠賀川一斉清掃」において市職員ボランティア及び市民ボランティアにより実施した。 秋の「ふくおか川の大掃除」では、4団体が実施した。	4　50%以上達成	水濁協と連携して出水期前の「春の遠賀川一斉清掃」の取組を実施します。秋には、「ふくおか川の大掃除」に併せて、河川清掃団体の支援を実施します。
			カ　他県の産業廃棄物受け入れ停止の要望	県に対して他県の産業廃棄物受け入れの停止について要望を検討します。		●	→	環境整備課	産業廃棄物に関しては、県と連携して苦情等の対応、指導を行っている。	4　50%以上達成	関係機関と協議していきます。
		②里地・里山の保全	ア　荒廃林対策	森林環境税の活用などにより、荒廃した人工林の再生を進めます。	●	→	→	環境整備課	環境活動団体の活動紹介や参加者募集の広報活動の支援を行った。	4　50%以上達成	活動中の環境団体との連携により、人工林の再生活動の支援を図るとともに、活動情報を広報します。
			イ　地域政策としての農業の振興	農地の多面的機能を発揮させるための農業の振興を図ります。	●	→	→	農林振興課	・八木山外地区で荒廃森林再生事業を実施した。 【実施面積16.15ha】 ・多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支援対策事業により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図った。【取組組織数:(多面的)44組織、(中山間)16組織、(環境保全)15組織】	5　達成(100%)	生産振興補助金の実施により、水田の活用を促進します。 多面的機能支払交付金事業の実施により、農地の多面的機能を発揮させる取り組みを実施します。 森林・山村多面的機能発揮対策事業(地域団体への県補助)その他、関係機関と協議・検討します。
			ウ　森林の保全・農業の振興	森を守る団体活動の広報支援等を通じて、森林や農地の多面的機能を発揮させるための森林の保全・農業の振興を進めます。	●	→	→	環境整備課	環境活動団体の活動紹介の広報等を実施した。	4　50%以上達成	森林保全団体の活動に対し、広報等実施します。
		③開発時の適正な評価と保全措置	ア　自然環境保全条例に基づく指導	自然環境保全条例に従った適正な開発を指導します。	●	→	→	環境整備課	当該条例に該当する事業については、条例に基づき、適正な対応について指導した。	4　50%以上達成	自然環境に重大な影響を及ぼす不適正な事業活動を防止するため、飯塚市自然環境保全条例に基づき、監視・指導を行います。
			イ　公共事業における環境配慮の推進	公共事業を行う際、環境に配慮しながら推進します。	●	→	→	土木管理課	庄司地区浸水対策工事において環境型ブロックを施工した。	5　達成(100%)	河川工事において環境に配慮した事業を実施します。

第2次飯塚市環境基本計画　事務事業実施状況表

協働環境委員会資料
平成30年2月1日提出

基本目標	環境目標	取組の方向性	事業名	内　　容	実施中	5年以内実施	10年以内実施	担当課	平成28年度実施状況	担当課の自己評価	【参考】平成29年度事業計画
Ⅱ　自然との共生	(3)農村と市街地との交流と地産地消の推進	①農村部と都市部との交流を図る取組	ア　直売所の適正な維持管理に関する支援	地元産の農産物や製品などを販売する直売所の適正な維持管理、運営を支援します。			●	農林振興課	既存の施設の維持管理・運営のみ行った。	2　検討したが未着手	施設管理上、必要と判断される場合は維持補修を行います。
			イ　自然とのふれあいに関する副読本の作成・充実	大学や地元専門家と協力して自然とのふれあいに関する副読本を作成し、適宜見直し・充実を行います。		●	→	環境整備課	関係機関及び専門家、研究者とのネットワークを構築し、情報収集を行っている。	3　50%未満達成	関係機関及び専門家、研究者とのネットワークを構築し、情報収集を行います。
		②自然とふれあうための景観要素や場所の整備	ア　自然とのふれあいの場、機会の充実	自然とのふれあいに重点をおいた環境整備を進めます。	●	→	→	都市計画課	飯塚市緑の基本計画に基づき効率的・効果的な公園づくり及び維持管理を実施しました。また、ウォーキング拠点の整備として、中心市街地、遠賀川河川敷にフットサインを設置した。	5　達成(100%)	「美しい水と緑のオアシス飯塚」の実現に向け、飯塚市緑の基本計画に基づく効率的・効果的な公園づくり等を進めます。
			イ　花いっぱい推進事業の拡大	ボランティア団体との協力により、花いっぱい推進事業の取組を広げていきます。	●	→	→	都市計画課	花苗及び種子配布・環境美化活動・飾花ボランティア・公共施設の美化活動・講習会等を幅広く実施した。(5,672千円)	5　達成(100%)	花いっぱいの街を目指し、花いっぱい推進協議会等と協働にて事業の展開を図ります。
		③地産地消の活性化による農業の振興・食の安全の確保	ア　農業体験学習の充実	生産者と協力し、米づくりを通じて水の循環について学ぶ機会を提供します。	●	→	→	農林振興課	農業体験学習(実習田)を4校で実施した。 (各校小学5年生を対象)	5　達成(100%)	農業体験学習(実習田)を実施予定です。(4校)
					●	→	→	学校教育課	農林振興課より農業体験学習(4校)を実施した。	5　達成(100%)	農林振興課より農業体験学習(4校)を実施予定です。
			イ　学校等における地場食材の利用促進	生産者、農協、流通事業者等と連携し、小中学校や幼稚園、保育所での地場食材の利用を促進します。	●	→	→	農林振興課	学校給食会議において、旬の地場食材の利用について関係機関と連絡調整を行い、利用量の増加に努めた。	3　50%未満達成	地場食材の利用量の増加を目指します。
				生産者、農協、流通事業者等と連携し、幼稚園、保育所での地場食材の利用を促進します。	●	→	→	子育て支援課	各保育所、こども園の給食での地場食材の占める割合を毎月調査し公立保育所、こども園での統計を出し、保育所・こども園での地場食材の利用を促進することができた。	5　達成(100%)	各保育所・こども園の給食での地場食材の占める割合を毎月調査し、公立保育所・こども園(6園)での統計も出し、保育所・こども園での地場食材の利用を促進します。
				生産者、農協、流通事業者等と連携し、小中学校での地場食材の利用を促進します。	●	→	→	学校給食課	学校給食において、毎月、地場農産物を使用するテーマ献立を取り入れるとともに、農協、農林振興課と会議を開催(平成28年度5回開催)するなど、地場農産物利用促進を図った。	5　達成(100%)	農協、農林振興課と地場農産物使用を推進するための会議を定期的に開催し、学校給食への地場農産物利用促進を図ります。 また、地場農産物を使用したテーマ献立を毎月実施します。
			ウ　農畜産物情報の提供(食の安全)、地産地消のPR	旬の農産物や農産物直売所等の情報提供を行い、地産地消をPRします。		●	→	農林振興課	市場まつり等のイベントで、地元産農産物のPRや直売を行った。	4　50%以上達成	各種イベントでの地元農産物のPRを行います。
	(4)在来種を保全する活動の実践	①水質の改善と自然配慮型への再整備	ア　公共工事における環境影響の評価	大型の公共工事における環境影響を事前評価し、情報を公開します。		●	→	学校施設整備推進室	3中学校区(幸袋・穂波東・鎮西)において、周辺環境に配慮しながら小中一貫校等建設工事を継続して実施した。	3　50%未満達成	3中学校区(幸袋・穂波東・鎮西)において、周辺環境に配慮しながら小中一貫校等建設工事を継続します。(29年度完了予定であり、30年度以降の工事予定なし)
			イ　在来種の保全に関する普及啓発	在来種の保全に関する情報等を提供し、自然環境保全意識の向上を図ります。		●	→	環境整備課	関係機関及び専門家、研究者とのネットワークを構築し、情報収集を行っている。また、自然体験教室やいいづか環境会議会報において、情報発信を行った。	4　50%以上達成	関係機関及び専門家、研究者とのネットワークを構築し、情報収集を行います。 情報収集した結果をもとに市ホームページで広報を行います。
						●	→	学校教育課	中学校理科「身近な動物の観察」の学習において在来種の保全についての授業を行った。	5　達成(100%)	中学校理科において在来種の保全について指導します。
			ウ　自然環境調査の実施	自然観察会等を通じて、地元専門家等と連携した定期的な現状把握と自然環境調査を行い、在来種及び外来生物の分布状況を記したマップ等を作成します。		●	→	環境整備課	関係機関及び専門家、研究者とのネットワークを構築し、情報収集を行っている。	3　50%未満達成	関係機関及び専門家、研究者とのネットワークを構築し、情報収集を行います。

第2次飯塚市環境基本計画　事務事業実施状況表

協働環境委員会資料
平成30年2月1日提出

基本目標	環境目標	取組の方向性	事業名	内　　容	実施中	5年以内実施	10年以内実施	担当課	平成28年度実施状況	担当課の自己評価	【参考】平成29年度事業計画
Ⅱ 自然との共生	(5)外来生物対策実践	①「入れない・捨てない・拡げない」対策の徹底	ア　正しい情報の発信	市民に関心を持ってもらうため、外来生物に関する様々な情報発信を行います。		●	→	環境整備課	ホームページで啓発を行った。	4　50%以上達成	市ホームページ等で啓発を行います。
						●	→	学校教育課	中学校理科「身近な動物の観察」の学習において外来生物についての授業を行った。	5　達成(100%)	中学校理科において生徒に外来生物について指導します。
			イ　学習会、現地観察会の開催	専門家と協力して、外来生物に関する学習会、現地観察会を行い、市民に正しい知識と対応方法を啓発します。		●	→	環境整備課	関係機関及び専門家、研究者とのネットワークを構築し、情報収集を行った。また、自然体験教室を活用し、把握を行った。	3　50%未満達成	市内各所で自然環境体験教室を26回開催します。

協働環境委員会資料
平成30年2月1日提出

休日開庁（試行）実施要領

1　実施場所　　本庁1階フロア各課（会計課は除く）

2　実施日時　　平成30年3月25日（日）　8：30～12：15
　　平成30年4月　7日（土）　8：30～12：15

3　業務及び職員配置等

担当課	取扱業務
市民課 管理職　1名 職員（係長含）3名 委託　7名	1 住民異動に伴う転入、転出、転居の届出手続 2 住民票の写し、戸籍謄抄本・附票の写し、税証明等交付 3 マイナンバー（通知）カードの券面記載事項の変更手続 4 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付 5 学校給食費納付書再発行・収納 6 上下水道料金等納付書再発行・収納、口座振替、利用開始中止届出手続
医療保険課 管理職　1名 職員（係長含）4名	1 国民健康保険、後期高齢者医療等に関する手続 2 子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度障がい者医療等に関する手続 3 後期高齢者医療保険料の収納
税務課 管理職　1名 職員（係長含）7名	1 市税、国民健康保険税の収納 2 納税相談 3 口座振替手続
子育て支援課 管理職　1名 職員（係長含）5名	1 公私立保育所等の入退所、保育料収納に関する手続 2 児童手当に関する手続 3 児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する手続
高齢介護課 管理職　1名 職員　2名	1 住民異動に伴う介護保険の認定者の手続 2 要介護認定申請等の手続（代行申請を除く）
社会・障がい者福祉課 管理職　1名 職員　2名	1 障がい福祉サービス、障がい児通所サービス、地域生活支援事業、各種障がい者手帳、手当、自立支援医療等申請受付業務の一部手続
総務課 管理職　2名	1 庁舎管理及び案内業務

※まちづくり推進課は、自治会加入促進キャンペーン等実施

協働環境委員会資料
平成30年2月1日提出

平成 29 年 12 月 22 日

飯塚市長　片　峯　誠　様

飯塚市国民健康保険運営協議会
会長　江　口　　徹

答　申　書

平成 29 年 8 月 3 日付、29 飯環医第 681 号で諮問のあった国民健康保険税率の改正等に関することについて、下記のとおり答申します。

記

1　審議の結果

国民健康保険税率については、次のとおり改正することが適当であると判断します。

(1) 国民健康保険税率について

国民健康保険税の算定（賦課）方式については、現行の「4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）」から「3 方式（所得割・均等割・平等割）」に改めるとともに、県が算定する標準保険料率（3 方式）を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率とすること。また、国民健康保険税率は、特別な事情がない限り、2 年間は据え置くことを基本とすること。

なお、算定（賦課）方式の変更にあたっては、被保険者の負担増を招くことのないよう十分配慮すること。

(2) 施行期日について

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とすること。

2　審議の経過

本協議会は平成 29 年 8 月 3 日を初回とし、全 3 回の会議を開催し、慎重に審議しました。その概要は次のとおりです。

第1491号
29.12.22
医療保険課

(1) 協議会の開催状況

回	開催月日	開催場所	審議の内容
1	8月3日	飯塚市役所	(1) 国民健康保険の現状について (2) 国民健康保険制度改革の概要について (3) 今後のスケジュールについて
2	10月19日	飯塚市役所	(1) 国民健康保険事業費納付金の試算結果について (2) 福岡県国民健康保険運営方針（答申案）等について (3) 国民健康保険税率改正に係る検討課題について (4) 今後のスケジュールについて
3	12月12日	飯塚市役所	(1) 平成30年度推計結果及び税率の試算等について (2) 国民健康保険税率改正に係る検討課題の整理について (3) 国民健康保険税率の改正等について（答申案）

(2) 答申にあたっての付帯意見

① 税率改正に至る経緯について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）に基づく国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正により、平成30年度から、都道府県が、市町村とともに、国民健康保険を運営していくことになります。

国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割として、都道府県は、財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定や標準保険料率の算定・公表、国保運営方針に基づく事務の効率化、標準化、広域化の推進、給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うことになります。

また、市町村においては、都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等を参考に保険料（税）率を決定し、保険料の賦課・徴収をはじめ、被保険者証等の発行や保険給付の決定、保健事業などを実施することになります。

このような新制度への移行に向けて、国保税率の改正等について、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねてきたものです。

② 平成30年度国保事業費納付金等の確定通知前の答申について

都道府県においては、新制度への移行に向けて、本年12月下旬から国が提示する確定係数を基に、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額や標準保険料率を算定し、30年1月初旬に市町村に通知することになっています。

また、各市町村では、これを参考にして、限られた時間の中で実際の保険料（税）率を確定させ、30年度当初予算に反映させるという非常に厳しい作業スケジュールとなっています。

このようなことから、国は「年明け早々に国保運営協議会の開催が困難と見込まれる場合には、10月中旬以降、県が提示する平成30年度の推計結果をもと

に、国保運営協議会で十分に審議していただき、後日、確定係数に置き換える旨の了承とともに、基本的な考え方について、年内に答申を得るといった方法も考えられる」と示しています。

当協議会では、このような国の見解を踏まえ、平成30年度予算編成に係る作業スケジュール等を勘案し、税率改正にあたっての基本的な考え方等について、意見を取りまとめたものです。

③ 税率改正に係る基本的な考え方について

まず1点目として、国保税の算定（賦課）方式については、現行では「4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）」を採用していますが、平成24年度の国保運営協議会答申において、資産割については、固定資産税との二重の負担であるとの指摘や営業資産でないものに課税する等の課題があり、将来的には廃止すべきであるとして、平成25年度の税率改正において、資産割の割合を5%削減しております。

また、福岡県では、中長期的に保険料の均一化を図ることとされ、市町村標準保険料率の算定方式は「3方式」とされており、将来的には「3方式」に統一されること等を踏まえ、今回の税率改正において「3方式」に改めることが適当であると判断したものです。

なお、算定（賦課）方式の変更にあたり、今回、県が提示した標準保険料率（3方式）を参考にした税率案で試算した結果、負担増となる世帯（被保険者）はないことを確認していますが、今後、県の確定通知を受けての税率決定にあたっても、負担増を招くことのないよう慎重な検討が必要です。

2点目として、各市町村の保険料（税）率は、都道府県が算定する標準保険料率を参考に決定することになりますが、標準保険料率をそのまま採用した場合、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業を運営する上で、必要な財源を確保できない場合があること等を踏まえ、県が提示する標準保険料率（3方式）を参考に、当該納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない適正な税率とする必要があります。

なお、少子高齢化や平成28年10月からの短時間労働者への被用者保険の適用拡大等の影響により、被保険者数が減少傾向にあり、年々税収は減少することが予想されます。加えて、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等により、医療費は増高していくことが考えられ、このようなことが、今後の国保税率にも大きな影響を与えるということを十分認識しておく必要があります。

3点目として、都道府県は、都道府県全体の保険給付費や国費、県費等の公費等を見込み、市町村ごとの国保事業費納付金の額や標準保険料率を毎年算定することになっていますが、これを参考に毎年国保税率を改正することになれば、市民生活（国保加入者）への影響や、毎年、保険料（税）率が変動することに対する被保険者の理解が得られにくいこと等を踏まえ、特別な事情がない限り、2年

間は据え置くことが適当であると判断したものです。

仮に、予期せぬ国保税の収納不足や保険給付費の増高等により、国民健康保険事業費納付金や標準保険料率が引き上げられた場合には、保険給付費等準備基金積立金を活用するなどして、年度間における国保税の平準化を図る必要があります。

また、特に新制度が定着し安定化するまでは、その施行状況に十分留意しながら、国民健康保険事業の運営状況等について検証を行っていく必要があります。

④ 財政健全化に向けた取組について

今後は、可能な限り被保険者の負担を緩和するため、税負担の公平性の観点から、引き続き口座振替の推進や徴収体制の強化等により、より一層収納率の向上に努めていく必要があります。

併せて、国民健康保険における医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化、高額薬剤の相次ぐ保険適用等の影響を受け、年々増加する傾向にあり、いかに医療費の適正化を図っていくかが大きな課題となっています。

このようなことから、特定健康診査・特定保健指導をはじめ、高額な医療費が必要となる糖尿病性腎症等の重症化予防対策、ジェネリック医薬品の普及啓発、第三者行為求償事務等の医療費適正化対策に、より一層積極的に取り組むとともに、これらの取組の成果に対して交付される国の交付金等の歳入増に努めるなどして、国民健康保険事業及び財政の健全な運営に尽力されるよう強く要望します。

3 飯塚市国民健康保険運営協議会委員

会　長	江　口　　徹
副会長	渡　辺　康　臣
委　員	中　村　敏　勝
委　員	右　橋　政　博
委　員	藤　井　節　子
委　員	竹　下　茂　木
委　員	松　浦　尚　志
委　員	西　園　久　徳
委　員	田　中　敏　治
委　員	髙　山　幸　蔵
委　員	勝　田　　靖
委　員	吉　野　美智子
委　員	藤　田　俊　之

＜平成30年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果＞

1. 国民健康保険事業費納付金　＊一般被保険者分

納付区分(円)				被保険者数(人)	一人当たり納付金額(円)
医療分 A	後期高齢者支援金分 B	介護納付金分 C	納付金総額(計) D=A+B+C	E	D／E
2,361,212,842	678,823,311	232,763,462	3,272,799,615	28,259	115,815

2. 保険料必要総額(標準保険料率算定ベース)　＊一般被保険者分

賦課区分(円)				標準的な収納率(%)	調定額(円)
医療分 A	後期高齢者支援金分 B	介護納付金分 C	保険料必要総額(計) D=A+B+C	E	D／E
1,518,713,940	583,843,899	196,786,232	2,299,344,071	93.02	2,471,881,392

3. 標準保険料率及び現行税率

区分	算定方式	賦課区分	応能割(%)		応益割(円)	
			所得割	資産割	均等割	平等割
標準保険料率　(A)	3方式	医療分	5.97		20,960	22,950
		支援金分	2.29		8,016	8,777
		介護分	2.00		9,093	6,675
現行税率　(B)	4方式	医療分	8.80	6.00	23,200	28,500
		支援金分	3.10	4.00	7,800	9,800
		介護分	3.40		16,200	
現行税率との比較	(A)-(B)	医療分	▲ 2.83	▲ 6.00	▲ 2,240	▲ 5,550
		支援金分	▲ 0.81	▲ 4.00	216	▲ 1,023
		介護分	▲ 1.40		▲ 7,107	6,675

※「賦課区分」欄の「支援金分」とは「後期高齢者支援金分」、「介護分」とは「介護納付金分」の略。

【飯塚市国民健康保険運営協議会答申(抜粋)】

国民健康保険税の算定(賦課)方式については、現行の「4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)」から「3方式(所得割・均等割・平等割)」に改めるとともに、県が算定する標準保険料率(3方式)を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率とすること。また、国民健康保険税率は、特別な事情がない限り、2年間は据え置くことを基本とすること。

なお、算定(賦課)方式の変更にあたっては、被保険者の負担増を招くことのないよう十分配慮すること。

協働環境委員会資料
平成30年2月1日提出

白旗山メガソーラー開発について

白旗山におけるメガソーラー開発について、平成30年1月22日（月）に（株）光南溶工職員が来庁され報告がありました。

記

1　報告内容
（1）経済産業省でFIT法に関する事業継承の手続きが完了した
（2）（株）一条工務店の事業計画をそのまま引き継ぐ
（3）現在、社内で本事業に取り組む体制やスケジュールについて検討中
（4）体制やスケジュール調整完了後に、地元説明会や県・市の必要な手続きを行う予定

平成 30 年 2 月 1 日提出
協働環境委員会資料

「飯塚市ふれあい収集」について

【要旨】

少子高齢化を含む様々な時代の変化に伴い、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられない高齢者及び、障がい者等への対応は、飯塚市においても喫緊の課題となっています。

環境省では、平成 24 年度から国立環境研究所を通じて、その対策検討を行っており、本市においても国の取組状況を踏まえ、平成 30 年度から、見守り活動を含めたごみ収集の支援体制の構築及び収集を実施します。

【ごみ出しを巡る課題の構造】

ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられない高齢者等が増加すると、「不適切なごみ出しをする」「ごみ出しが出来なくなる」「無理なごみ出しを続ける」などの問題が発生するため、環境的・福祉的な対応が必要となります。

＜高齢者の場合の例＞

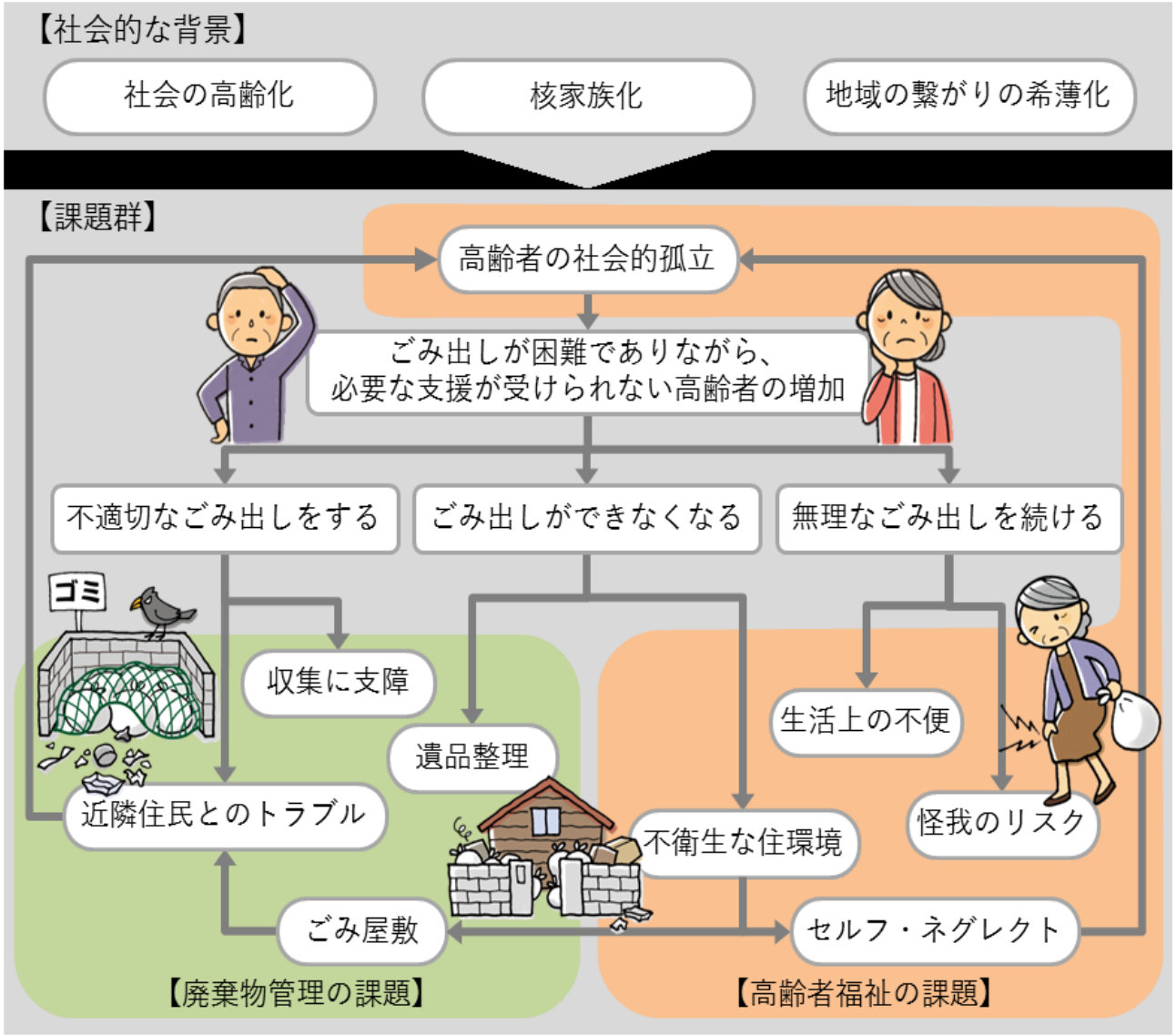

【飯塚市における支援制度及び今後の方向性】

飯塚市におけるごみ出し支援制度については、現在、直営による通常収集を行っていることから、制度開始当初（平成 30 年度）は、支援が開始しやすい「直接支援型（直営収集）」として取組みを開始し、7 年後（2025 年度）を目途に、共助・コミュニティ醸成や地域貢献を行いたい委託事業者の育成を目的とした「コミュニティ支援型（直接支援型併用）」への切り替えを目標とします。

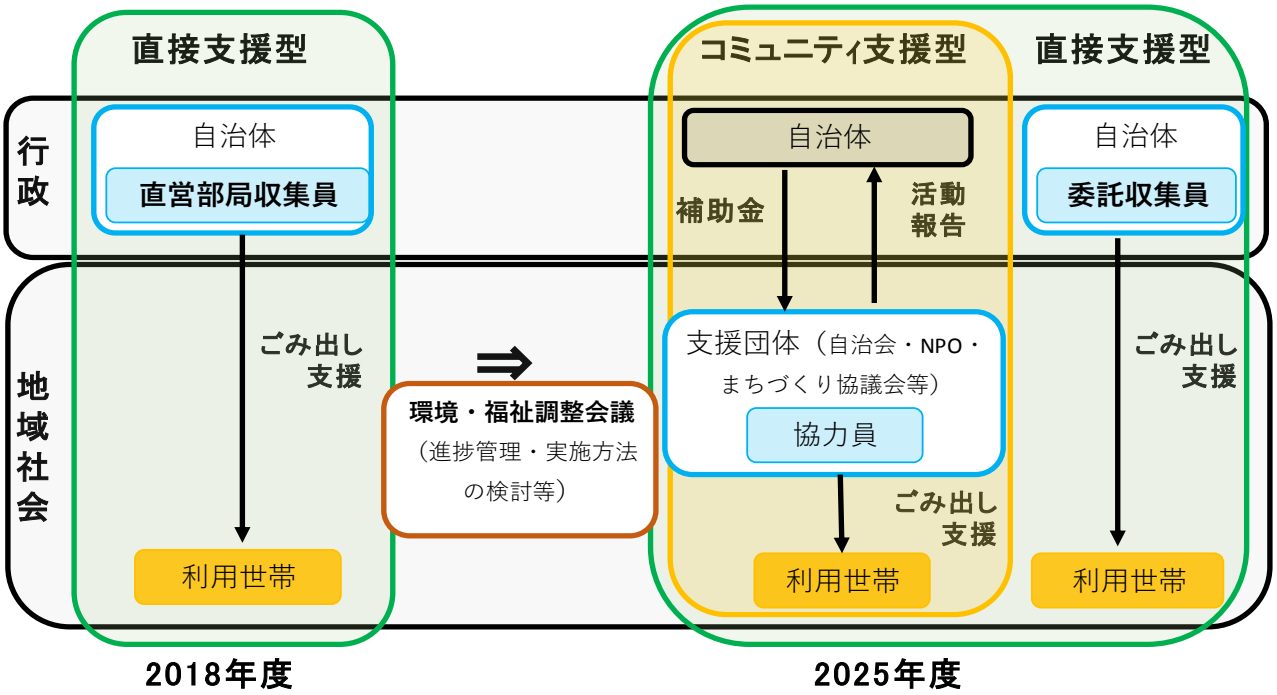

支援型区分		メリット	デメリット
直接支援型	直営部局による支援	・声かけや安否確認を行う場合、公的な身分を持つ者の方が高齢者等に安心感を持たれやすい。 ・収集員が地域貢献を通じて、やりがいや誇りを感じられるようになる。 ・個別事案に対して、より踏み込んだ対応がしやすい。（人命救助等含む） ・直営部局が存在している場合、収集、及び見守り支援体制の取組が開始しやすい。	・財政的に直営部局が縮小していく中で、支援対象者の増加に伴う長期的な取組の維持が困難。
	委託事業者による支援	・社会貢献活動を積極的に取り組む事業所等が把握できる。 ・収集員が地域貢献を通じて、やりがいや誇りを感じられるようになる。 ・直営による支援より、財政的負担が少ない。	・収集業務の効率化が、より重視されやすい。 ・緊急連絡先や、介護・障がい度などの個人情報の取り扱いが難しいため、見守り活動を行うための工夫が必要。
コミュニティ支援型	自治会・NPO・まちづくり協議会等による支援	・支援の仕組みを支援団体が自ら考え、実施調整や、得られる補助金を地域活動に還元するなど、地域の繋がりの維持・醸成に寄与できる。 ・小中学校を含む世代間のつながりの醸成や、子供の地域社会への関心を育てることができる。 ・災害時避難行動要支援者等の把握が容易となり、災害支援体制の連携推進が可能となる。	・支援団体や協力員の確保が困難。 ・自治会加入率の低下や活動衰退による取組継続が困難となる場合がある。 ・地域格差による取組指針状況の違いから、公平なサービス提供に不安がある。

【期待できる効果】

・ごみ収集時に一声かけることにより、高齢者等の生活に安心感やはりが出る。
・収集時にごみが出されていない場合や、不自然な気配がある場合に、高齢者等の異変に素早く気付くことができる。
・事前に緊急連絡先などを把握していることによって、高齢者等の不調の早期発見や、最悪の事態の未然防止につながる。
・ごみ出し支援活動をコミュニティ醸成の一つの契機につなげることができる。
・確実なごみ収集が可能であり、ごみ屋敷や不衛生環境の未然防止につながる。

飯塚市　普通会計　財政見通し

―　普通会計内訳　―

〇一般会計
〇住宅新築資金等貸付特別会計
〇汚水処理事業特別会計
〇学校給食事業特別会計

―　基準年度　―

平成29年度決算見込額に増減要素・特殊要素を加味し設定

1.財政見通し推計条件(概要)

区　　分			推計条件
歳入	市税(国有提供施設等交付金含む)		・H29年度決算見込額を基準額とし、人口推移(平均伸率)をふまえて推計した。
歳入	地方交付税	普通交付税	H29年度決算見込額を基準額とし、H30年度以降は以下の項目等を加算して推計した。 ・市税増減見込による影響額 ・国勢調査人口推移(人口ビジョン(本市独自の推計)の人口推計)による影響額 ・生活保護費及びその他の扶助費の増減による影響額 ・国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金増減による影響額 ・地方債の償還額見込額に対する影響額 ・合併算定替終了の影響額
歳入	地方交付税	地方債(臨時財政対策債)	H29年度決算見込額を基準額とし、同額で推移するものとして推計した。
歳入	地方交付税	特別交付税	H29年度決算見込額を基準額とし、同額で推移するものとして推計した。
歳入	その他	国庫・県支出金	・扶助費分は、H29年度決算見込額を基準額とし、歳出の伸率を乗じた額で推移するものとして推計した。 ・普通建設事業費分は、過去の実績をふまえて推計した。特別事業分は、実施計画の採択状況などに基づき設定した。
歳入	その他	繰入金	・財政調整基金・減債基金を除く繰入金は、H29年度決算見込額から特殊要素を控除した額を基準額とし、同額程度で推移するものとして推計した。 ・財源調整に使用することのできる基金(財政調整基金･減債基金)繰入金は、財源調整の欄で計上した。
歳入	その他	地方債 普通建設事業等分	特別事業として別途算出した事業以外は、過去の実績をふまえて推計した。
歳入	その他	地方債 水道事業会計出資債分	実施計画の採択状況などに基づき設定した。
歳入	その他	地方債 病院事業会計出資債分	実施計画の採択状況などに基づき設定した。
歳入	その他	地方債 特別事業分	実施計画の採択状況などに基づき設定した。
歳入	その他	その他	H29年度決算見込額または同額程度を基準額とし、同額で推移するものとした。
歳出	義務的経費	人件費	職員人件費は、退職者と同数の補充があるものとして推計した。(職員数772人)
歳出	義務的経費	扶助費	H29年度決算見込額を基準額とし、平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計した。
歳出	義務的経費	公債費	H28年度借入分の償還額に、H29年度以降借入見込分の償還見込額を加算し推計した。
歳出	その他	補助費等	普通交付税の基準財政需要額を算定の基礎としているものは、普通交付税の算定に合わせた推計を、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものは、公債費の増減額を反映した推計を、それ以外は、同額として推計した。
歳出	その他	繰出金	・特別会計の繰出金は、公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率をふまえて推計した。 ・地方卸売市場特別会計分については、移転にかかる公債費の元利償還金の1/2(繰出基準額)を繰出するものとして推計した。
歳出	その他	投資及び出資金	実施計画の採択状況などに基づき設定した。
歳出	その他	その他	・基金運用収入等積立金は、H29年度決算見込額から特殊要素を控除した額を基準額とし、同額で推移するものとして推計した。 ・財源調整に使用することのできる基金(財政調整基金･減債基金)積立金は、財源調整の欄で計上した。 ・その他(物件費、維持補修費など)は、H29年度決算見込額から特殊要素を控除した額を基準額とし、同額で推移するものとして推計した。
歳出	投資的経費	普通建設事業	・通常分は、H26～H28年度決算の平均から特別事業実施による事業量減の影響を控除し、2022年度までは2,000,000千円、それ以降は2,300,000千円で推移するものとして推計した。 ・特別事業分は、実施計画の採択状況などに基づき設定した。
歳出	投資的経費	その他	・電算システムリプレイス費用は、2020年度に実施予定のリプレイス費用690,690千円を5年ごとに実施するものとし、電算システムＰＣ購入費も、2016(H28)～2020年度までの5年間で計画している費用が同様に実施するものとして推計した。

※ 災害復旧事業費とその特定財源、歳入における寄附金及び繰越事業充当財源繰越額は、推計より除外している。

※ 消費税税率改正の影響は、改正後の制度が不明確であるため反映していない。

2.財政見通し(普通会計：平成29年12月現在)

①通常分

（単位：億円）

区分			内容説明等	H29（決算見込）	2018（H30）	2019（H31）	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
歳入	市税		市民税、固定資産税 等	139.6	139.4	139.3	139.1	138.9	138.7	138.6	138.4	138.2	138.0	137.9
	地方交付税		財政格差解消のため国から交付	177.7	173.3	175.3	176.9	175.6	177.3	177.1	175.6	175.6	174.1	176.8
	その他(財政調整基金等基金繰入金除く)		譲与税、交付金、国庫・県支出金、地方債 等	259.1	248.1	248.7	251.2	253.8	256.7	259.4	264.7	266.2	269.9	273.7
	歳入計			576.4	560.8	563.3	567.2	568.3	572.7	575.1	578.7	580.0	582.0	588.4
歳出	義務的経費	人件費	職員の給与、議員報酬 等	72.8	70.9	69.3	67.8	66.0	64.2	62.9	62.2	65.5	59.0	57.6
		扶助費	生活保護、障がい者福祉等の費用	220.7	219.3	223.1	227.1	231.4	236.0	240.9	246.1	251.7	257.5	263.8
		公債費	地方債の返済費用	62.0	66.9	65.7	64.3	63.8	62.7	59.0	53.8	50.1	47.7	47.0
		小計		355.5	357.1	358.1	359.2	361.2	362.9	362.8	362.1	367.3	364.2	368.4
	その他	補助費等	公益上の必要から事業等に対し交付	48.8	48.7	46.1	45.1	43.7	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4
		繰出金	特別会計への繰出金 等	58.5	58.5	59.6	60.7	61.9	63.5	64.7	65.9	67.1	68.2	69.5
		投資及び出資金	水道事業会計出資金、市立病院事業会計出資金	1.5	1.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		その他	物件費、維持補修費、積立金等	88.1	87.7	87.7	87.8	87.8	87.8	87.8	87.8	87.8	87.8	87.8
		小計		196.9	196.6	193.4	193.6	193.4	194.7	195.9	197.1	198.3	199.4	200.7
	投資的経費	普通建設事業（通常分）	道路橋りょう・その他の施設整備等	21.7	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
		その他	電算システムリプレイス他	0.3	0.1	0.2	7.8	0.1	0.3	0.1	0.2	7.8	0.1	0.3
		小計		22.0	20.1	20.2	27.8	20.1	20.3	23.1	23.2	30.8	23.1	23.3
	歳出計			574.4	573.8	571.7	580.6	574.7	577.9	581.8	582.4	596.4	586.7	592.4

歳入合計－歳出合計	A	2.0	△13.0	△8.4	△13.4	△6.4	△5.2	△6.7	△3.7	△16.4	△4.7	△4.0
行革等効果見込額		－	2.7	3.1	3.4	3.8	4.1	4.5	4.8	5.2	5.5	5.9
行革等効果額算入後歳入歳出差引額	B	2.0	△10.3	△5.3	△10.0	△2.6	△1.1	△2.2	1.1	△11.2	0.8	1.9

②特別事業分

（単位：億円）

区分		内容説明等	H29（決算見込）	2018（H30）	2019（H31）	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
歳入	地方債	合併特例債、学校教育施設等整備事業債、過疎対策事業債	73.7	27.9	37.0	75.8	1.5	1.2	0.9	0.6	0.3	－	－
	地方交付税	公債費に係る普通交付税算入額	－	0.4	2.0	3.8	6.0	8.8	9.0	9.6	9.6	9.7	9.7
	その他	国庫支出金、県支出金、その他	18.5	3.8	3.8	5.6	1.1	0.6	0.2	0.3	0.2	－	－
	歳入計		92.2	32.1	42.8	85.2	8.6	10.6	10.1	10.5	10.1	9.7	9.7
歳出	小中学校大規模改造（統合・耐震化・給食施設を含む）		64.8	6.6	5.9	3.6							
	小中学校空調設備整備事業		1.5	3.3	4.0	3.3	1.8	1.4					
	交流センター整備事業		4.2	4.6	8.7	13.6	0.5						
	体育施設建設事業			0.6	4.7	40.0							
	文化会館整備事業		0.4	0.1	0.9	5.0	5.0	5.0					
	浸水対策事業		5.8	7.4	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0		
	その他の施設整備事業等		28.7	13.2	14.8	16.0	2.6	1.6	1.5	1.1	0.6	0.1	－
	公債費		－	0.7	3.8	6.4	10.0	14.3	14.6	15.7	15.8	15.8	15.9
	歳出計		105.4	36.5	48.8	93.9	25.9	28.3	22.1	22.8	22.4	15.9	15.9

歳入合計－歳出合計	C	△13.2	△4.4	△6.0	△8.7	△17.3	△17.7	△12.0	△12.3	△12.3	△6.2	△6.2

③全体分

（単位：億円）

区　　分			H29（決算見込）	2018（H30）	2019（H31）	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
歳入合計－歳出合計　B＋C			△11.2	△14.7	△11.3	△18.7	△19.9	△18.8	△14.2	△11.2	△23.5	△5.4	△4.3
財源調整	財政調整基金・減債基金増減額	収支バランスをとるために基金を積立または取り崩す額	△8.1	△14.7	△11.3	△18.7	△19.9	△18.8	△14.2	△11.2	△23.5	△5.4	△4.3
財源調整	前年度純繰越金	前年度余剰金で翌年度に繰り越した額	3.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
財政調整基金・減債基金年度末残高		収支バランスの調整及び地方債返済に使うための基金	149.4	135.9	125.7	108.2	89.4	71.7	58.7	48.7	26.4	22.2	19.1
市債年度末残高		地方債の年度末残高	791.1	780.0	774.2	806.0	760.6	711.4	664.4	621.0	580.5	541.7	503.1
市債年度末残高		臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除く	568.7	574.3	586.3	636.9	610.2	579.3	549.7	521.9	495.3	469.5	443.6

●参考1　普通交付税・地方債・公債費の全体額

（単位：億円）

区　　分	H29（決算見込）	2018（H30）	2019（H31）	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
普通交付税の全体額	177.7	173.7	177.3	180.7	181.6	186.1	186.0	185.3	185.2	183.7	186.5
地方債の全体額	98.5	50.1	57.4	96.2	21.9	21.7	21.0	20.7	20.4	20.1	20.1
公債費の全体額	62.0	67.6	69.5	70.6	73.8	77.0	73.7	69.5	65.9	63.5	62.9
臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除く	45.1	49.4	50.5	50.6	54.1	57.8	55.5	53.2	51.4	50.0	49.9

●参考2　行革等効果見込額の内訳

区　　分	H29（決算見込）	2018（H30）	2019（H31）	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次行財政改革実施計画効果額	－	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
経常経費の見直し額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
公共施設維持補修費縮減額（公共施設等総合管理計画）	－	0.3	0.7	1.0	1.4	1.7	2.1	2.4	2.8	3.1	3.5
合　　計	－	2.7	3.1	3.4	3.8	4.1	4.5	4.8	5.2	5.5	5.9